



平成30年5月11日

各 位

会 社 名 ホッカンホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 工藤 常史
 (コード番号 5902 東証1部, 札証)
 問合せ先 取締役 武田 卓也
 (TEL 03-3213-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 平成30年6月28日開催予定の当社第93回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたしまして、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を、2億4千万株から4千8百万株に変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条(単元株式数)を変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
- (4) 取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第22条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>240,000,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>48,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新 設)	附 則
	本定款第6条及び第7条の変更の効力発生日は、平成30年6月28日開催の第93回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該

<p>第8条～第21条 （条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>が支障あるときは、<u>取締役会</u>の予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条～第40条 （条文省略）</p>	<p><u>株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p>第8条～第21条 （現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>によって予め定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項にて定めた取締役に支障あるときは、取締役会の決議</u>によって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条～第40条 （現行どおり）</p>
---	---

以 上